【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和3年10月11日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　新田　恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本　亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型） イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）
（上記のファンドを総称して、あるいは個別に「ファンド」、「当ファンド」ということがあります。また各々を「毎月決算型」、「年２回決算型」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

＜各ファンド＞
1兆円を上限とします。
（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、受益権の取得のお申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）は「インド公益債」、イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）は「インド公益２」と略称で掲載されております。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

(5)【申込手数料】

①申込手数料は、3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。
②自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
申込単位の詳細については、販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7)【申込期間】
2021年10月12日から2022年4月7日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】
販売会社において取得申込みを取扱います。
販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。
※販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

(9)【払込期日】
受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社に申込代金を販売会社が定める日までに支払うものとします（詳細については、販売会社にお問合せください。）。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】
原則として、お申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。
払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】
当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】
①お申込みの方法
受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。
１．インドの金融商品取引所の休場日
２．インドの銀行休業日
３．ニューヨークの銀行休業日
４．シンガポールの銀行休業日
なお、上記１．から４．の受付不可日以外に委託会社の判断により、購入申込不可日とする場合があります。
ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。
受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。
収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で自動けいぞく投資契約を結んでいただきます。
②日本以外の地域における発行
行いません。
③振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの公益およびインフラ関連※の債券（以下「公益インフラ債券」といいます。）に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※当ファンドにおける公益およびインフラ関連の事業には、人々の生活や産業の発展に必要な社会基盤の整備・提供を行う事業が含まれます。例えば、電力、水道等（公益関連）、鉄道、道路、港湾、通信等（インフラ関連）をさします。

②基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／債券に該当します。

商品分類表

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義
「その他資産（投資信託証券（債券））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
「年2回」… 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
「ファミリーファンド」… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
＊上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金の限度額
信託金の限度額は、各ファンド5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1 主として、インドの政府、政府機関、企業および国際機関等が発行するインドルピー建てもしくは米ドル建ての公益インフラ債券に投資を行います。

当ファンドが主として投資するインドの公益インフラ債券

（1）インドの公益およびインフラ関連の社債

① 公益およびインフラ関連セクターの企業が発行する社債
（1）電力　（2）通信　（3）鉄道
（4）道路・橋梁　（5）港湾・空港　（6）工業団地
（7）都市インフラ（上下水道、下水処理施設等）

② インフラ金融会社の発行する社債

③ インフラ債券基金の発行する社債
インフラ債券基金とは、インフラ投資に民間の資金を導入する目的で設立された企業です。
鉄道、道路、港湾、空港、都市インフラ等の様々なインフラ・プロジェクトに対する貸し出しを行う目的で債券を発行し、資金を調達しています。

（2）インドの銀行等が発行する金融機関債

（3）インドの政府、政府機関および国際機関が発行する債券

なお、流動性等を考慮し、米国債等に投資を行うことがあります。

- 原則として、米ドル建ての債券に投資を行う場合には、実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。
  （注）資金動向、市況動向等によっては、一部の債券を米ドル建てのまま保有する場合があります。

為替取引にあたっては、ＮＤＦ（ノン・デリバラブル・フォワード）取引を利用する場合があります。
ＮＤＦ取引とは、決済等が規制されている通貨の為替取引において、米ドル等による差金決済によって為替予約取引と同様の経済効果を実現する取引のことをいいます。

- 市況動向や流動性等の状況に応じて、インドルピー建ての債券と米ドル建ての債券への投資割合を適宜変更します。

2 マクロ経済分析および金利分析に加え、個別発行体に対するクレジット調査に基づく銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。

- 銘柄選択については、個別発行体の財務体質等の定量的な分析に加え、経営陣等との面談等を通じた定性的な分析、評価に基づき決定します。
- 定量的なポートフォリオのリスク分析に加え、債券発行体に対する継続的なクレジット調査により、リスク管理を徹底します。

運用プロセス

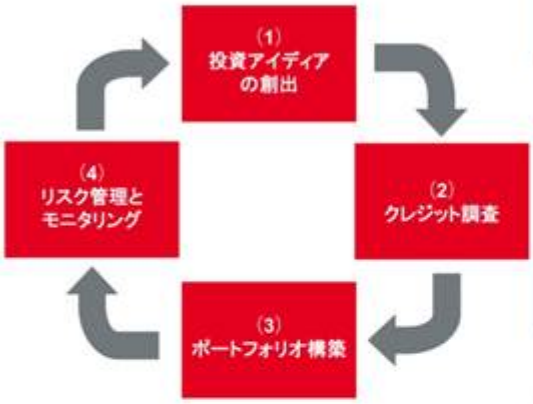

(1) 投資アイディアの創出

- ◆ マクロ経済についての調査・分析および情報収集
- ◆ 金利およびイールド・カーブの動向について、トップダウン・アプローチに基づく見通しを策定

(2) クレジット調査

- ◆ 債券発行体のクレジット（信用力）を調査し、デフォルト（債務不履行）のリスクを最小化することを目指す
- ◆ 定量的な分析に加え、経営陣との面談等を通じた定性的な評価により、クレジットを多面的に分析し銘柄を選択
- ◆ 株式調査チームとの連携

(3) ポートフォリオ構築

- ◆ ファンドの投資目的に応じたポートフォリオ構築
- ◆ 金利およびイールド・カーブの見通し、市場需給要因等を考慮
- ◆ 流動性とクレジットに関しては保守的に投資環境を想定

(4) リスク管理とモニタリング

- ◆ 日次でポートフォリオのリスクを定量的に分析しモニタリング
- ◆ クレジット・アナリストによる債券発行体のクレジットについての継続的な調査

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み

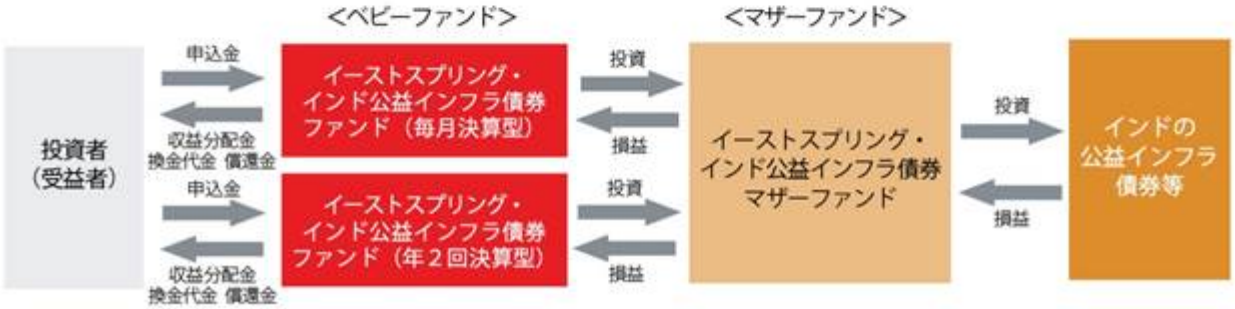

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」への投資を通じて、主としてインドの公益インフラ債券に投資します。
- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。同社は、インドの公益インフラ債券等への投資にあたり、ICICI プルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（略称：ICICIAM）から投資助言を受けます。

ICICIAM※1は、ICICI 銀行※2と世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）との合弁会社です。1998 年以来、インドにおける資産運用事業に注力しています。
最終親会社および ICICIAM は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国の M&G 社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

※1 運用資産総額約 4 兆 1,670 億ルピー（インドにおけるシェア約 12.6%、2021 年 4-6 月平均）。
出所：Association of Mutual Funds in India
※2 ICICI 銀行はインド最大級の民間銀行です。2021 年 6 月末現在、総資産は約 12 兆 2,065 億ルピー（約 18 兆 1,547 億円、1 ルピー＝1.487 円で換算）に上ります。出所：ICICI 銀行ホームページ

- イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア債券運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行います。
- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける 15 の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。

＜充実したアジアのネットワーク＞

（2021 年 7 月末現在）

4 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 組入れた外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。そのため、ファンドの基準価額は、有価証券の値動きに加え、円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

5 <毎月決算型>と<年２回決算型>の２つのファンドがあります。

<毎月決算型>

- 原則として、毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<年２回決算型>

- 原則として、毎年 1 月 10 日および 7 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

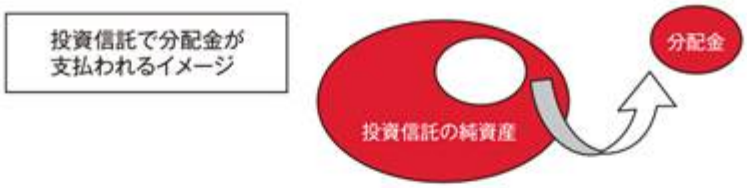

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

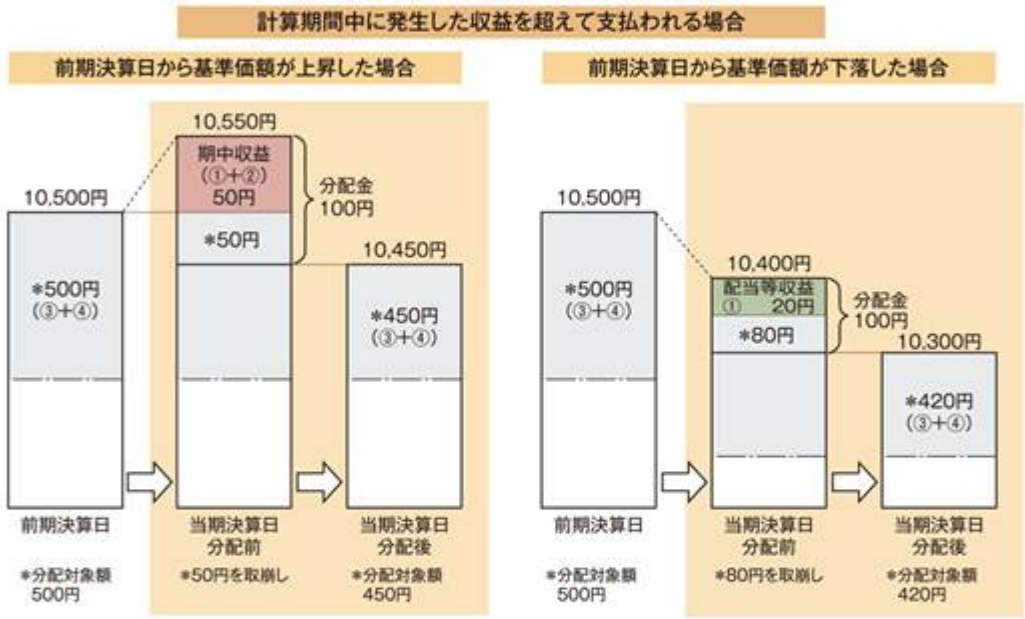

（注）分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の売買益・評価益　③分配準備積立金　④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

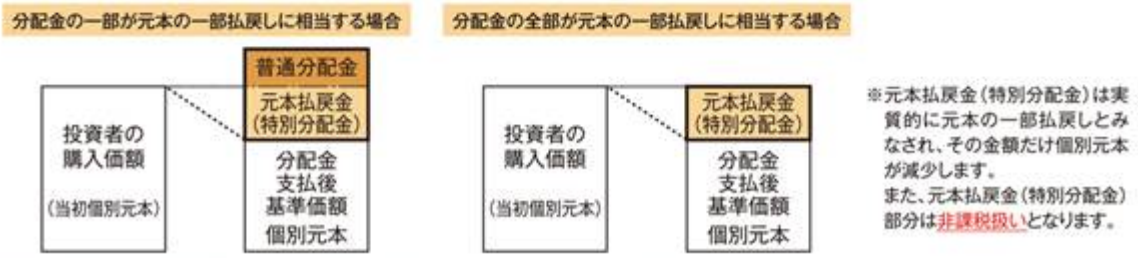

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

2015年2月10日　イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）
証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2015年4月10日　イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）
証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

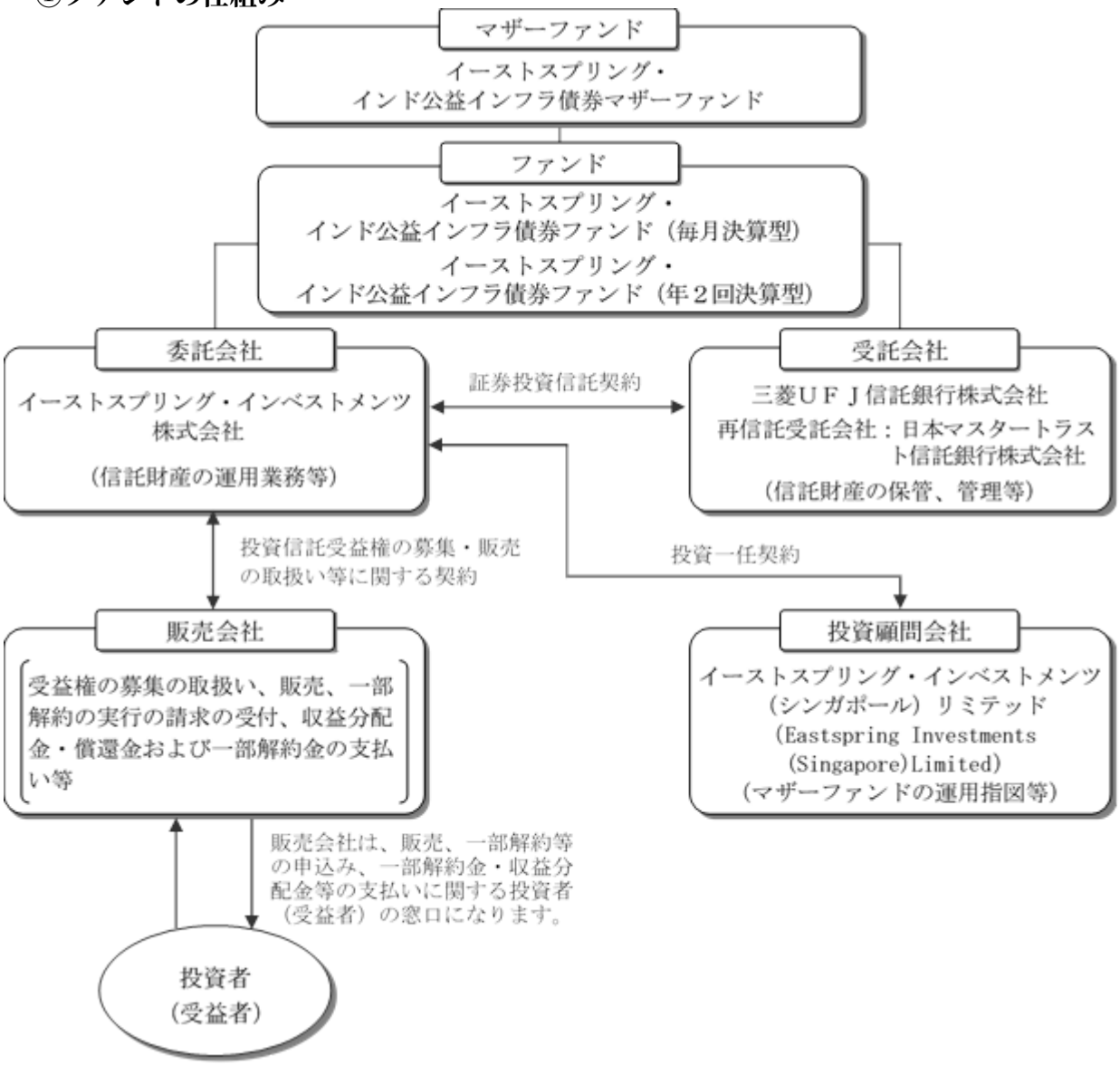

②委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
3. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いに関する事務等を行います。
4. 投資顧問会社：イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
（Eastspring Investments(Singapore)Limited）
委託会社より、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

※投資顧問会社は、マザーファンドのインド公益インフラ債券等への投資にあたり、ICICI プルーデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（略称：ICICIAM）から投資助言を受けて運用指図を行います。

③委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約
   証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
2. 販売会社と締結している契約
   投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
3. 投資顧問会社と締結している契約
   投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたり、投資顧問会社の業務の内容、投資顧問報酬等が定められています。

④委託会社の概況

1. 資本金の額
   2021年7月末現在　　資本金　　649.5百万円
2. 委託会社の沿革
   1999年12月　ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
   2000年 1月　投資顧問業の登録
   2000年 5月　投資一任契約にかかる業務の認可を取得
   2000年 5月　証券投資信託委託業の認可を取得
   2002年 1月　ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
   2007年 9月　金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
   2010年12月　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
   2012年 2月　イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更
3. 大株主の状況（2021年7月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018983、マリーナ・ブルバード10	23,060株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資態度

1. イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて、主としてインドの政府、政府機関、企業および国際機関等が発行するインドルピー建てもしくは米ドル建ての公益およびインフラ関連の債券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   a. 有価証券
   b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
   c. 約束手形
   d. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   a. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたイーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律の規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律の規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下下記15.において同じ。）で下記15.に定めるもの以外のもの
15.投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本15.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19.外国法人が発行する譲渡性預金証書
20.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23.外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までおよび15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞

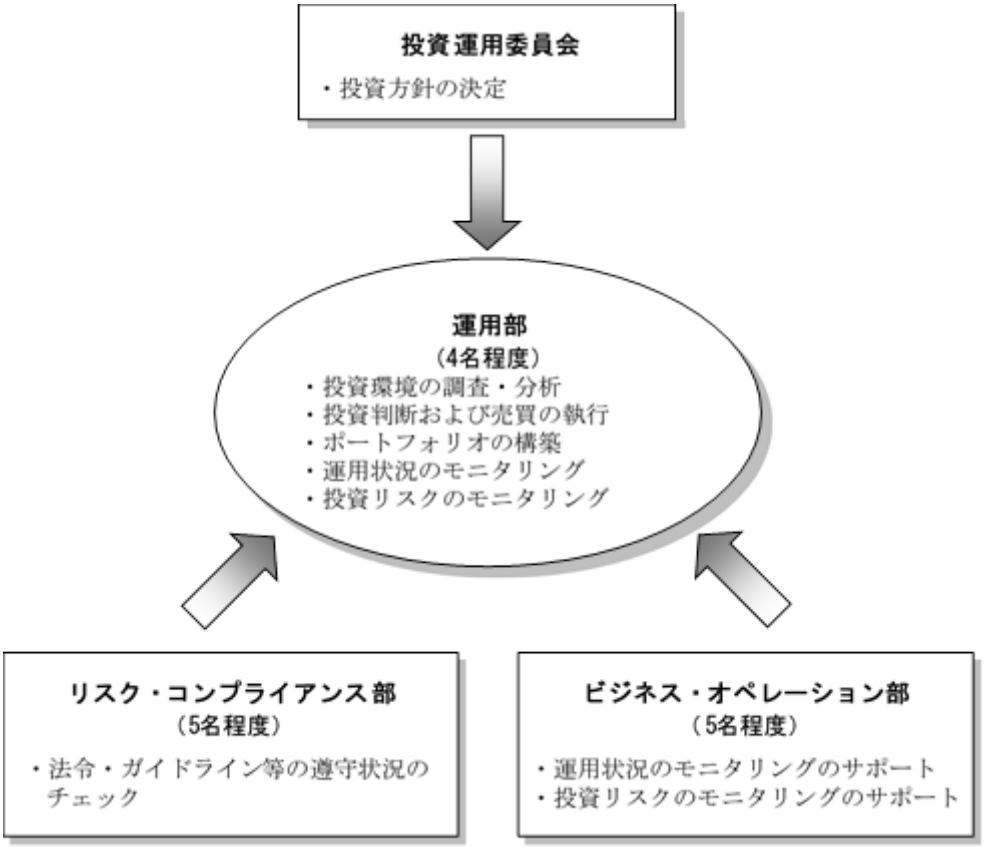

1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

＜運用体制に関する社内規則＞

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規定に則って運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。
また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

投資顧問会社に対しては社内規定に則り、経営管理態勢や業務執行態勢等に関して規定で定める事項について継続的に審査および評価を行い、その結果を投資運用委員会に報告します。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

（参考情報）

＜投資顧問会社の運用体制＞

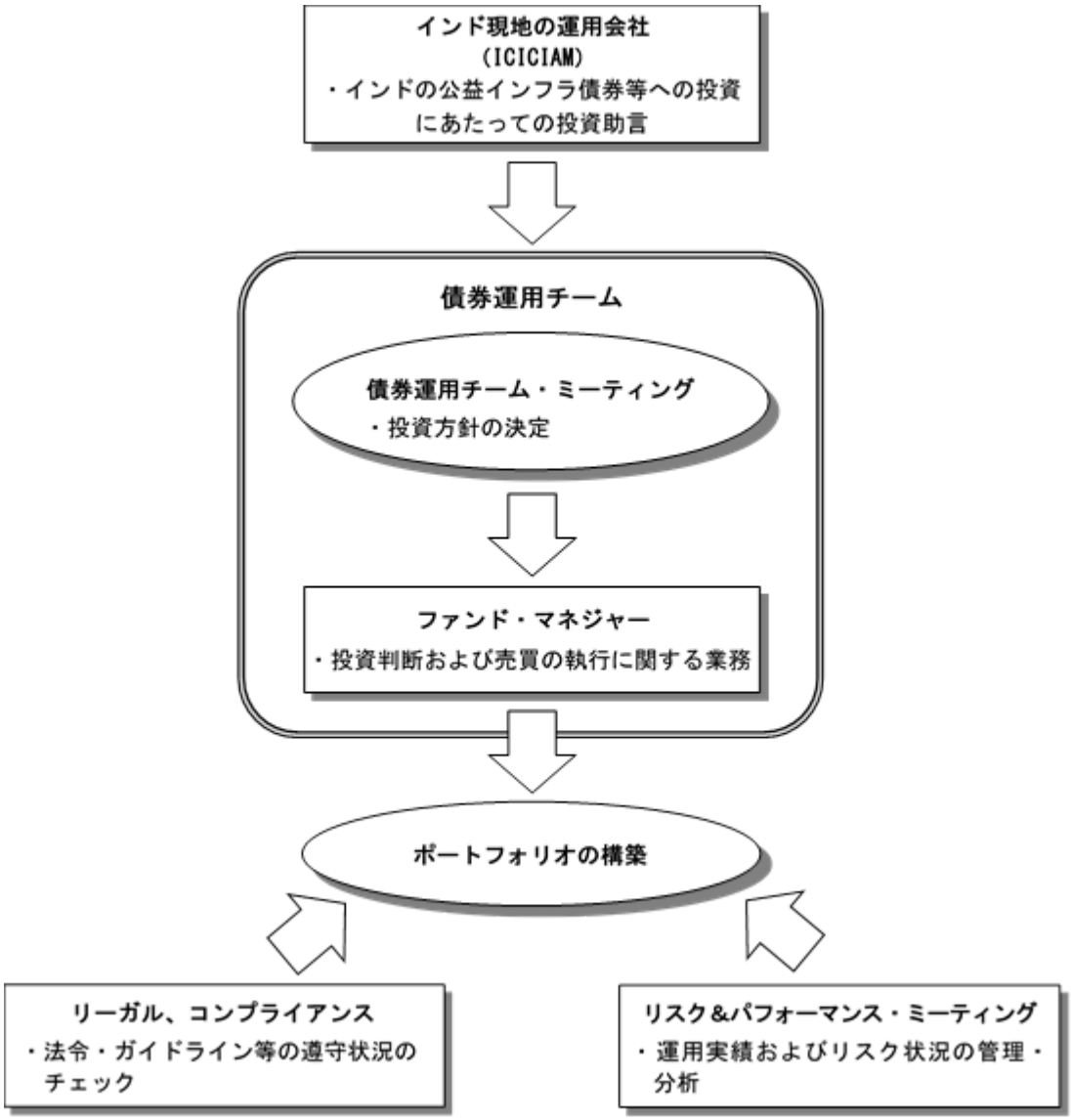

1．債券運用チームでは、インド現地の運用会社（ICICIAM）からの投資助言を受けて、債券市場および為替市場の分析、ファンダメンタル分析等を行います。
2．債券運用チーム・ミーティングにおいて、ポートフォリオ構築に関する意思決定を行います。
3．ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行に関する業務を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。
4．リスク＆パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、パフォーマンスおよびリスクについて総合的な分析を行います。

なお、当ファンドの運用体制は2021年7月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. **分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。**
2. **収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。**
3. **留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。**

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

1. **信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。**
   a. **配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。**
   b. **売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。**
2. **上記1. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**
3. **毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。**

(5)【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

①外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合※には制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1．の信用取引の指図は、下記a．からf．までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記a．からf．までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
   a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
   b. 株式分割により取得する株券
   c. 有償増資により取得する株券
   d. 売出しにより取得する株券
   e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
   f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記e．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図を

することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 本⑨に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 本⑨に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本6．において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本6．において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社等の提供する価額で行うものとします。
4. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 本⑩に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

⑪デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫デリバティブの利用

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑬同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑭有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記a．およびb．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
   a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
   b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1．のa．およびb．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑯の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑯有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1．の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑳資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

㉑受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令に基づく投資制限＞

①デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託会社に指図しません。

②同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）

「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」の投資方針の概要

＜投資方針＞

①基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

1. 投資対象

インドの政府、政府機関、企業および国際機関等が発行するインドルピー建てもしくは米ドル建ての公益およびインフラ関連の債券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主としてインドの政府、政府機関、企業および国際機関等が発行するインドルピー建てもしくは米ドル建ての公益およびインフラ関連の債券に投資を行います。米ドル建ての債券に投資を行う場合には、原則として実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。
b. 市況動向や流動性等の状況に応じて、インドルピー建て債券と米ドル建て債券の投資比率を適宜変更します。
c. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
d. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
e. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

a. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
b. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
c. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
d. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
e. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
f. デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
g. 一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等の利用は行いません。
h. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク
有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。特に債券の発行者に債務不履行（元本や利子の支払い不能）やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。
4. 流動性リスク
組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。
5. カントリーリスク
一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流出入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
3. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
4. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
6. 当ファンドが投資を行うインドルピー建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券については、ＮＤＦ取引を利用して実質的にインドルピー建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。ＮＤＦ取引は為替予約取引と類似の取引ですが、インドルピーに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とインドルピーの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、ＮＤＦ取引によって実質的にインドルピー建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
また、店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化により取引の担保として現金等の保有比率を高めることがあります。その場合、有価証券の組入比率が低下し、高位に有価証券を組み入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなることがあります。

7. インド国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
8. 当ファンドは、インドでは外国投資家とみなされます。外国投資家がインドルピー建ての債券に投資する際には、投資ライセンスの取得が必要となります。外国投資家による総投資額が一定額を超えている場合には、一部の例外を除き、投資枠の取得等にかかる規制があります。このため、この投資枠の取得状況、ならびにインド債券市場の動向、流動性、その他の取引規制状況等によっては、インドルピー建ての債券への投資比率が低くなる場合があります。
   なお、投資枠の取得のための入札等にかかる費用等は、ファンドが負担します。
9. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
10. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
11. 法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1．委託会社における投資リスク管理体制

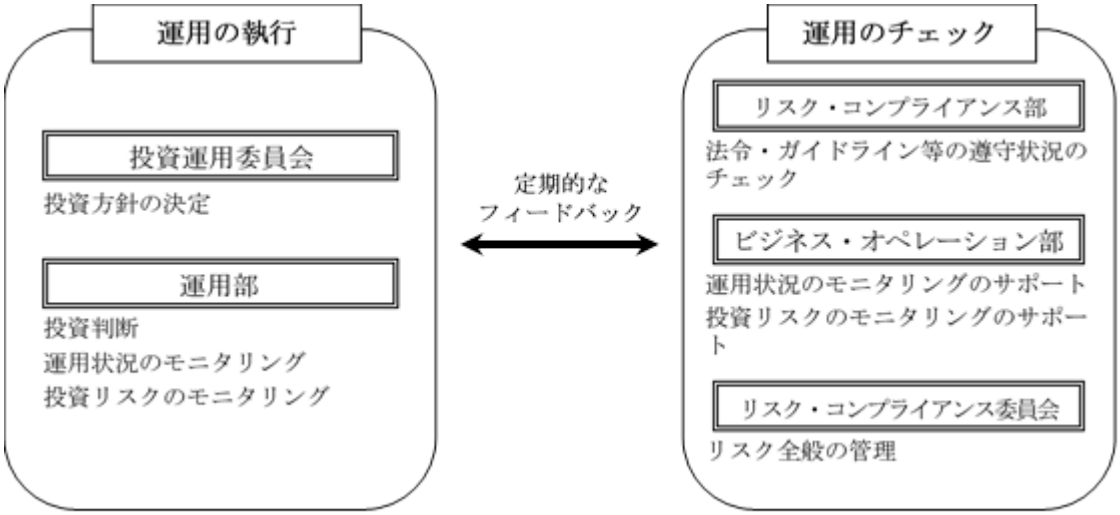

・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2．投資顧問会社における投資リスク管理体制

・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。
・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
・月次で開催されるリスク＆パフォーマンス・ミーティングにおいて、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は2021年7月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移　■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜毎月決算型＞

ファンドの年間騰落率：　2016年 8月～2021年 7月
分配金再投資基準価額：　2016年 8月～2021年 7月

ファンド：　2016年 8月～2021年 7月
他の代表的な資産クラス：　2016年 8月～2021年 7月

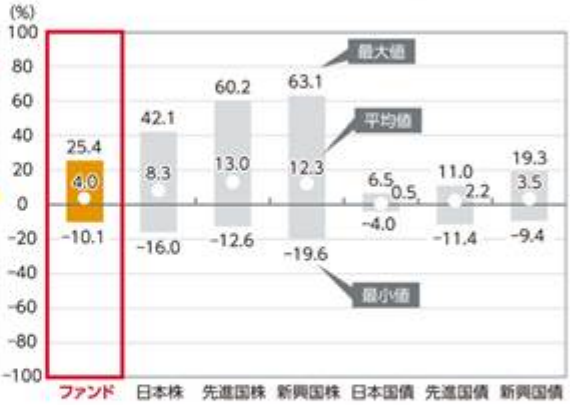

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<年２回決算型>

ファンドの年間騰落率：　2016年 8月～2021年 7月
分配金再投資基準価額：　2016年 8月～2021年 7月

ファンド：　2016年 8月～2021年 7月
他の代表的な資産クラス：　2016年 8月～2021年 7月

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）	MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）	
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①申込手数料は、3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

②自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.694%（税抜1.54%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。
信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配分
委託会社	年率 0.825%（税抜 0.75%）
販売会社	年率 0.825%（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.044%（税抜 0.04%）

＜信託報酬とその支払先の役務について＞

信託報酬		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	委託した資金の運用の対価
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.375%を乗じて得た額）が含まれます。投資顧問報酬が支払われる時期は委託会社と投資顧問会社との間で別途合意した取り決めに基づくものとします。
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

③上記②の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

④上記②の規定に基づき、諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、1月と7月の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

⑤上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

⑥組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑦信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑧マザーファンドにおける上記①および⑥の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。

＜その他の手数料等の役務について＞

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドにかかる上記(1)から（4）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a．収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b．一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

※2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15% （所得税15%）

※2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

②個別元本について

1．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

3．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は2021年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2021年7月30日現在の運用状況です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	30,804,454,398	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△25,982,403	△0.08
合計（純資産総額）		30,778,471,995	100.00

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	10,009,227,319	100.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△8,501,132	△0.09
合計（純資産総額）		10,000,726,187	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド	23,064,131,775	1.3404	30,915,162,232	1.3356	30,804,454,398	100.08

種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド	7,494,180,383	1.3404	10,045,199,386	1.3356	10,009,227,319	100.09

種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

②【投資不動産物件】
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞
該当事項はありません。

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞
該当事項はありません。

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞
該当事項はありません。

参考情報
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド＞
(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	インド	11,268,408,931	27.61
特殊債券	インド	4,370,713,002	10.71
社債券	インド	20,762,702,276	50.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	4,412,826,414	10.81
合計（純資産総額）		40,814,650,623	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

国／地域	種類	銘柄名	数量(券面総額)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
インド	国債証券	6.64% INDIA GOVT BOND	3,750,000,000	148.25	5,559,407,250	147.31	5,524,470,000	6.64	2035/6/16	13.54
インド	国債証券	7.57% INDIA GOVT BOND	2,700,000,000	164.13	4,431,563,999	158.42	4,277,495,822	7.57	2033/6/17	10.48
インド	社債券	8.9508% PIPELINE INFRAST	1,750,000,000	161.54	2,826,985,000	159.34	2,788,611,560	8.9508	2024/3/22	6.83
インド	社債券	8.12% NHPC LTD	1,250,000,000	165.22	2,065,340,000	160.94	2,011,843,550	8.12	2029/3/22	4.93
インド	特殊債券	6.85% NABARD	1,250,000,000	149.69	1,871,140,358	148.75	1,859,459,050	6.85	2031/3/21	4.56
インド	社債券	2% TATA STEEL	670,000,000	261.42	1,751,525,749	267.45	1,791,943,167	2	2022/4/23	4.39
インド	社債券	0% EMBASSY OFFC PARKS RE	1,000,000,000	178.72	1,787,233,201	174.95	1,749,581,008	0	2022/6/3	4.29
インド	社債券	9.7% COASTAL GUJARAT POW	1,000,000,000	159.15	1,591,547,156	159.38	1,593,886,000	9.7	2023/8/25	3.91
インド	社債券	7.95% SIKKA PORTS & TERM	1,000,000,000	158.50	1,585,009,552	157.62	1,576,213,320	7.95	2026/10/28	3.86
インド	社債券	8.3% REC LIMITED	750,000,000	164.01	1,230,102,000	161.27	1,209,549,240	8.3	2029/3/23	2.96
インド	特殊債券	7.43% NABARD	750,000,000	156.96	1,177,216,716	154.18	1,156,403,550	7.43	2030/1/31	2.83
インド	社債券	9.15% COASTAL GUJARAT PO	750,000,000	154.27	1,157,038,470	153.21	1,149,108,630	9.15	2022/6/14	2.82
インド	国債証券	6.22% INDIA GOVT BOND	750,000,000	139.73	1,047,988,000	140.11	1,050,892,500	6.22	2035/3/16	2.57
インド	社債券	7.7% NATL HIGHWAYS AUTH	550,000,000	158.20	870,126,521	155.13	853,261,662	7.7	2029/9/13	2.09
インド	特殊債券	8.52% HOUSING & URBAN DE	478,000,000	166.81	797,393,118	163.13	779,801,915	8.52	2028/11/28	1.91
インド	社債券	9.15% ICICI BANK	400,000,000	166.13	664,530,064	163.40	653,631,936	9.15	2024/8/6	1.60
インド	社債券	7.63% POWER FINANCE CORP	350,000,000	157.04	549,652,804	156.72	548,523,150	7.63	2026/8/14	1.34
インド	社債券	8.45% SIKKA PORTS & TERM	325,000,000	158.31	514,525,700	157.18	510,836,430	8.45	2023/6/12	1.25
インド	社債券	8.27% RURAL ELECTRIFICAT	320,000,000	162.38	519,638,656	158.63	507,619,162	8.27	2025/2/6	1.24
インド	社債券	9.25% ICICI BANK	250,000,000	166.96	417,423,270	164.14	410,360,340	9.25	2024/9/4	1.01
インド	社債券	8.45% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000	165.18	412,957,000	162.16	405,424,910	8.45	2028/12/4	0.99
インド	社債券	8.95% JAMNAGAR UTIL & PO	250,000,000	160.32	400,821,000	157.96	394,907,660	8.95	2023/4/26	0.97
インド	社債券	HOUSING DEV FINANCE	250,000,000	160.76	401,908,060	157.83	394,597,230	7.78	2027/4/13	0.97
インド	社債券	7.55% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000	157.32	393,318,769	154.42	386,061,700	7.55	2029/11/6	0.95
インド	社債券	7.48% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000	154.73	386,829,102	153.68	384,210,220	7.48	2029/8/13	0.94
インド	特殊債券	6.87% NABARD	250,000,000	151.38	378,471,261	148.88	372,222,220	6.87	2030/3/8	0.91
インド	国債証券	5.63% INDIA GOVT BOND	250,000,000	148.09	370,231,250	147.74	369,352,500	5.63	2026/4/12	0.90
インド	社債券	8.85% AXIS BANK LTD	220,000,000	165.08	363,176,422	162.96	358,514,253	8.85	2024/12/5	0.88
インド	社債券	9.15% SP JAMMU UDHAMPUR	130,000,000	150.85	196,113,320	151.90	197,482,246	9.15	2026/12/31	0.48
インド	社債券	9.15% SP JAMMU UDHAMPUR	125,000,000	150.64	188,301,547	151.61	189,518,810	9.15	2026/6/30	0.46

種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	27.61
特殊債券	10.71
社債券	50.87
合計	89.19

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）【運用実績】
①【純資産の推移】
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2015年 7月10日)	19,283	19,478	1.0341	1.0476
第2特定期間	(2016年 1月12日)	26,041	26,677	0.9691	0.9961
第3特定期間	(2016年 7月11日)	19,289	19,975	0.8308	0.8578
第4特定期間	(2017年 1月10日)	38,327	39,161	0.9800	1.0070
第5特定期間	(2017年 7月10日)	56,029	57,324	1.0076	1.0346
第6特定期間	(2018年 1月10日)	68,457	70,195	0.9881	1.0151
第7特定期間	(2018年 7月10日)	63,371	65,305	0.8791	0.9061
第8特定期間	(2019年 1月10日)	57,251	59,139	0.8455	0.8725
第9特定期間	(2019年 7月10日)	58,747	60,540	0.8843	0.9113
第10特定期間	(2020年 1月10日)	54,897	56,660	0.8582	0.8852
第11特定期間	(2020年 7月10日)	42,331	43,919	0.7849	0.8119
第12特定期間	(2021年 1月12日)	35,353	36,600	0.8187	0.8457
第13特定期間	(2021年 7月12日)	31,241	32,322	0.8295	0.8565
	2020年 7月末日	41,610	－	0.8142	－
	2020年 8月末日	40,308	－	0.8225	－
	2020年 9月末日	39,033	－	0.8265	－
	2020年10月末日	36,954	－	0.8187	－
	2020年11月末日	36,000	－	0.8167	－
	2020年12月末日	35,486	－	0.8181	－
	2021年 1月末日	35,270	－	0.8235	－
	2021年 2月末日	34,536	－	0.8245	－
	2021年 3月末日	34,742	－	0.8548	－
	2021年 4月末日	33,338	－	0.8327	－
	2021年 5月末日	33,241	－	0.8558	－
	2021年 6月末日	31,920	－	0.8390	－
	2021年 7月末日	30,778	－	0.8259	－

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2015年 7月10日)	5,933	5,933	1.0232	1.0232
第2期	(2016年 1月12日)	8,609	8,609	0.9847	0.9847
第3期	(2016年 7月11日)	7,790	7,790	0.8694	0.8694
第4期	(2017年 1月10日)	14,326	14,326	1.0566	1.0566
第5期	(2017年 7月10日)	17,978	17,978	1.1171	1.1171
第6期	(2018年 1月10日)	21,115	21,115	1.1259	1.1259
第7期	(2018年 7月10日)	20,129	20,129	1.0318	1.0318
第8期	(2019年 1月10日)	18,922	18,922	1.0240	1.0240
第9期	(2019年 7月10日)	20,316	20,316	1.1050	1.1050
第10期	(2020年 1月10日)	19,766	19,766	1.1072	1.1072
第11期	(2020年 7月10日)	14,063	14,063	1.0486	1.0486
第12期	(2021年 1月12日)	11,505	11,505	1.1303	1.1303
第13期	(2021年 7月12日)	10,153	10,153	1.1831	1.1831
	2020年 7月末日	13,669	－	1.0878	－
	2020年 8月末日	13,259	－	1.1049	－
	2020年 9月末日	12,805	－	1.1164	－
	2020年10月末日	12,076	－	1.1117	－
	2020年11月末日	11,720	－	1.1151	－
	2020年12月末日	11,447	－	1.1233	－
	2021年 1月末日	11,343	－	1.1370	－
	2021年 2月末日	11,193	－	1.1446	－
	2021年 3月末日	11,439	－	1.1932	－
	2021年 4月末日	10,626	－	1.1686	－
	2021年 5月末日	10,565	－	1.2078	－
	2021年 6月末日	10,277	－	1.1903	－
	2021年 7月末日	10,000	－	1.1780	－

②【分配の推移】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2015年 2月10日～2015年 7月10日	0.0135
第2特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	0.0270
第3特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0270
第4特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0270
第5特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0270
第6特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0270
第7特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0270
第8特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0270
第9特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0270
第10特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0270
第11特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0270
第12特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0270
第13特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0270

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2015年 4月10日～2015年 7月10日	0.0000
第2期	2015年 7月11日～2016年 1月12日	0.0000
第3期	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0000
第4期	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0000
第5期	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0000
第6期	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0000
第7期	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0000
第8期	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0000
第9期	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0000
第10期	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0000
第11期	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0000
第12期	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0000
第13期	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0000

③【収益率の推移】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	2015年 2月10日～2015年 7月10日	4.8
第2特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	△3.7
第3特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△11.5
第4特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	21.2
第5特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	5.6
第6特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.7
第7特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△8.3
第8特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△0.8
第9特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	7.8
第10特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.1
第11特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△5.4
第12特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	7.7
第13特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	4.6

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2015年 4月10日～2015年 7月10日	2.3
第2期	2015年 7月11日～2016年 1月12日	△3.8
第3期	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△11.7
第4期	2016年 7月12日～2017年 1月10日	21.5
第5期	2017年 1月11日～2017年 7月10日	5.7
第6期	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.8
第7期	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△8.4
第8期	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△0.8
第9期	2019年 1月11日～2019年 7月10日	7.9
第10期	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.2
第11期	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△5.3
第12期	2020年 7月11日～2021年 1月12日	7.8
第13期	2021年 1月13日～2021年 7月12日	4.7

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2015年 2月10日～ 2015年 7月10日	18,769,846,095	122,943,451	18,646,902,644
第2特定期間	2015年 7月11日～ 2016年 1月12日	10,585,810,179	2,362,030,806	26,870,682,017
第3特定期間	2016年 1月13日～ 2016年 7月11日	4,128,584,795	7,781,849,578	23,217,417,234
第4特定期間	2016年 7月12日～ 2017年 1月10日	21,705,524,781	5,814,263,973	39,108,678,042
第5特定期間	2017年 1月11日～ 2017年 7月10日	21,397,434,176	4,901,618,140	55,604,494,078
第6特定期間	2017年 7月11日～ 2018年 1月10日	19,135,655,473	5,455,471,416	69,284,678,135
第7特定期間	2018年 1月11日～ 2018年 7月10日	10,198,417,949	7,393,727,325	72,089,368,759
第8特定期間	2018年 7月11日～ 2019年 1月10日	3,718,181,506	8,090,919,553	67,716,630,712
第9特定期間	2019年 1月11日～ 2019年 7月10日	8,614,204,045	9,898,950,687	66,431,884,070
第10特定期間	2019年 7月11日～ 2020年 1月10日	6,428,730,640	8,892,151,169	63,968,463,541
第11特定期間	2020年 1月11日～ 2020年 7月10日	2,230,775,653	12,267,660,223	53,931,578,971
第12特定期間	2020年 7月11日～ 2021年 1月12日	1,090,229,303	11,839,740,201	43,182,068,073
第13特定期間	2021年 1月13日～ 2021年 7月12日	997,831,537	6,518,005,186	37,661,894,424

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2015年 4月10日～ 2015年 7月10日	5,820,416,576	21,820,917	5,798,595,659
第2期	2015年 7月11日～ 2016年 1月12日	3,639,487,311	694,985,107	8,743,097,863
第3期	2016年 1月13日～ 2016年 7月11日	1,641,414,025	1,422,984,416	8,961,527,472
第4期	2016年 7月12日～ 2017年 1月10日	6,301,740,129	1,704,435,654	13,558,831,947
第5期	2017年 1月11日～ 2017年 7月10日	4,801,738,128	2,266,526,846	16,094,043,229
第6期	2017年 7月11日～ 2018年 1月10日	5,066,744,310	2,406,193,362	18,754,594,177
第7期	2018年 1月11日～ 2018年 7月10日	2,455,276,034	1,700,983,674	19,508,886,537
第8期	2018年 7月11日～ 2019年 1月10日	663,682,715	1,693,722,318	18,478,846,934
第9期	2019年 1月11日～ 2019年 7月10日	2,032,450,123	2,125,666,871	18,385,630,186
第10期	2019年 7月11日～ 2020年 1月10日	1,699,903,149	2,233,204,948	17,852,328,387
第11期	2020年 1月11日～ 2020年 7月10日	227,081,144	4,668,240,415	13,411,169,116
第12期	2020年 7月11日～ 2021年 1月12日	78,772,831	3,311,402,837	10,178,539,110
第13期	2021年 1月13日～ 2021年 7月12日	421,184,698	2,017,543,108	8,582,180,700

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜参考情報＞

2021年7月30日現在

■基準価額・純資産の推移

＜毎月決算型＞　期間：設定日（2015年2月10日）～2021年7月30日

＜年2回決算型＞　期間：設定日（2015年4月10日）～2021年7月30日

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※＜年2回決算型＞の基準価額は、ファンド設定日の前営業日を10,000として表示しています。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

■分配の推移　（1万口当たり・税引前）

＜毎月決算型＞

決算期	分配金
2021年 7月	45円
2021年 6月	45円
2021年 5月	45円
2021年 4月	45円
2021年 3月	45円
直近1年間累計	540円
設定来累計	3,375円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

＜年2回決算型＞

決算期	分配金
2021年 7月	0円
2021年 1月	0円
2020年 7月	0円
2020年 1月	0円
2019年 7月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況（マザーファンド）

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債・地方債	27.61
社債（政府機関債含む）	61.58
現金、その他	10.81

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	国債・地方債	30.96
2	電力・公益	15.15
3	インフラ金融（農業関連）	9.31
4	石油・ガス	7.66
5	インフラ金融（電力）	6.22
6	港湾・空港	5.73
7	素材・コモディティ	4.92
8	不動産	4.81
9	銀行	4.79
10	道路・鉄道	3.47

※業種は、当ファンドの運用方針に基づき、当社が独自の基準で分類したものです。
※インフラ金融とは、金融機関がプロジェクト開発計画の調査・立案から参画して必要な資金を融資するプロジェクトファイナンスのうち、インフラ関連に融資するものをいいます。

組入上位10銘柄

	銘柄	種別	利率(%)	償還日	比率(%)
1	INDIA GOVERNMENT	国債	6.640	2035/6/16	15.18
2	INDIA GOVERNMENT	国債	7.570	2033/6/17	11.75
3	PIPELINE INFRASTRUCTURE	社債	8.951	2024/3/22	7.66
4	NHPC LTD	社債	8.120	2029/3/22	5.53
5	NABARD	社債	6.850	2031/3/21	5.11
6	TATA STEEL LIMITED	社債	2.000	2022/4/23	4.92
7	EMBASSY OFFICE PARKS REIT	社債	0.000	2022/6/3	4.81
8	COASTAL GUJARAT POWER LTD	社債	9.700	2023/8/25	4.38
9	SIKKA PORTS & TERMINALS	社債	7.950	2026/10/28	4.33
10	REC LIMITED	社債	8.300	2029/3/23	3.32

※「組入上位10業種」および「組入上位10銘柄」の比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

＜毎月決算型＞

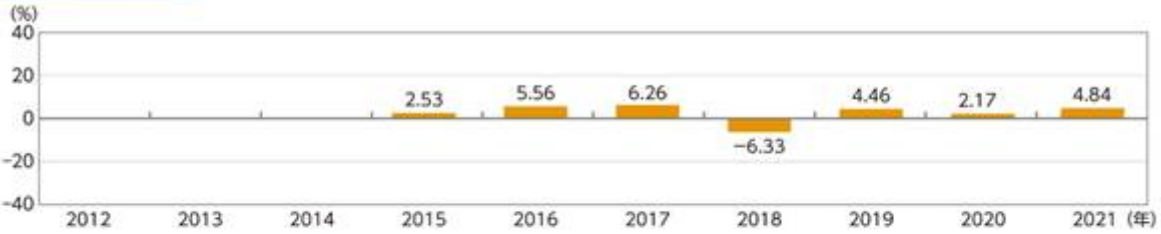

＜年２回決算型＞

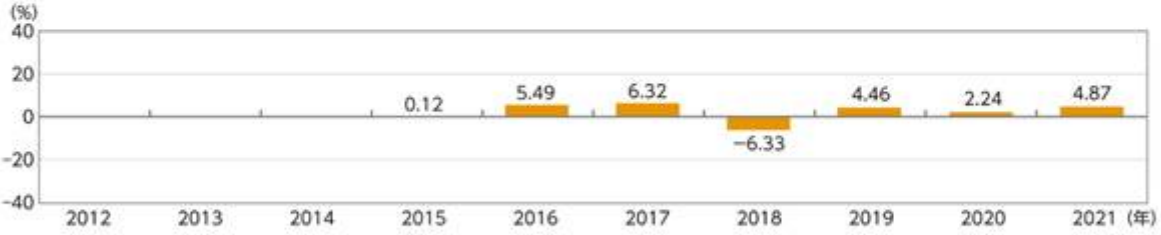

※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※2015 年は、設定時（＜毎月決算型＞は 2015 年 2 月 10 日、＜年 2 回決算型＞は 2015 年 4 月 10 日）から 12 月末までの収益率です。
※2021 年は、7 月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１．受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

①インドの金融商品取引所の休場日
②インドの銀行休業日
③ニューヨークの銀行休業日
④シンガポールの銀行休業日

なお、上記以外に委託会社の判断により、購入申込受付不可日とする場合があります。
お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
※販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

２．申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

３．受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

４．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

５．受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で自動けいぞく投資契約を結んでいただきます。

６．＜毎月決算型＞＜年２回決算型＞の２つのファンド間でスイッチングができる場合があります。
スイッチングとは、保有しているファンドを換金し、その全部または一部をもって他方のファンドを取得する取引のことをいいます。スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。また、販売会社によっては、スイッチングを行わない場合があります。
上記１．の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。
保有しているファンドの換金時には、通常の換金と同様、税金が差引かれます。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委

託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1．受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。
①インドの金融商品取引所の休場日
②インドの銀行休業日
③ニューヨークの銀行休業日
④シンガポールの銀行休業日
なお、上記以外に委託会社の判断により、換金申込受付不可日とする場合があります。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

3．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
※信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

4．一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

5．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記１．による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

6．上記５．により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記３．に準じて計算された価額とします。

7．信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主な投資対象資産の評価方法＞

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

① 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
② 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
③ 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）は「インド公益債」、イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）は「インド公益２」と略称で掲載されております。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　https://www.eastspring.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞
2015年2月10日から2025年1月10日までとします。
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞
2015年4月10日から2025年1月10日までとします。
委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
ただし、下記「(5) その他　１．信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞
原則として、毎月11日から翌月10日までとします。
＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞
原則として、毎年1月11日から7月10日までおよび7月11日から翌年1月10日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

１．信託契約の解約（信託の終了）

a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドについて、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまた

はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b．の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b．からd．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．からd．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

2．信託契約に関する監督官庁の命令

a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、「6．信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

3．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 上記a．の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは「6．信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5．受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「6．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6．信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託約款を変更することまたは当該ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、当該ファンドの信託約款は本6.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a．の事項（上記a．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b．の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当該ファンドの信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、当該ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記b．からe．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a．からf．までの規定にかかわらず、当該ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

７．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

８．運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

９．反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記の「１．信託契約の解約（信託の終了）」に規定する信託契約の解約または「６．信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a. 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 投資顧問会社は、投資一任契約に基づき、有価証券の運用の指図等を行い、有効期間は信託契約締結日からファンド終了日までとします。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。

11. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

1．収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2．受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

3．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2021年１月13日から2021年７月12日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期計算期間（2021年１月13日から2021年７月12日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (2021年1月12日現在)	当特定期間 (2021年7月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,440,680	127,529
親投資信託受益証券	35,603,359,871	31,459,757,694
未収入金	138,459,512	132,721,911
流動資産合計	35,746,260,063	31,592,607,134
資産合計	35,746,260,063	31,592,607,134
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	194,319,306	169,478,524
未払解約金	142,900,192	132,849,440
未払受託者報酬	1,411,395	1,237,525
未払委託者報酬	52,927,355	46,407,259
未払利息	13	－
その他未払費用	1,174,415	1,060,040
流動負債合計	392,732,676	351,032,788
負債合計	392,732,676	351,032,788
純資産の部		
元本等		
元本	43,182,068,073	37,661,894,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,828,540,686	△6,420,320,078
（分配準備積立金）	1,000,185,051	863,290,812
元本等合計	35,353,527,387	31,241,574,346
純資産合計	35,353,527,387	31,241,574,346
負債純資産合計	35,746,260,063	31,592,607,134

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	当特定期間 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,430,094,798	1,857,519,917
営業収益合計	3,430,094,798	1,857,519,917
営業費用		
支払利息	21,108	14,270
受託者報酬	8,671,379	7,367,145
委託者報酬	325,176,812	276,267,953
その他費用	1,174,415	1,060,040
営業費用合計	335,043,714	284,709,408
営業利益又は営業損失（△）	3,095,051,084	1,572,810,509
経常利益又は経常損失（△）	3,095,051,084	1,572,810,509
当期純利益又は当期純損失（△）	3,095,051,084	1,572,810,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	112,037,342	24,617,132
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,599,663,072	△7,828,540,686
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,233,379,380	1,113,182,471
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,233,379,380	1,113,182,471
剰余金減少額又は欠損金増加額	197,942,777	172,638,816
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	197,942,777	172,638,816
分配金	1,247,327,959	1,080,516,424
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,828,540,686	△6,420,320,078

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 2021年７月10日及び11日が休業日のため、当特定期間末日を2021年７月12日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前特定期間 (2021年1月12日現在)	当特定期間 (2021年7月12日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	53,931,578,971円	43,182,068,073円
期中追加設定元本額	1,090,229,303円	997,831,537円
期中一部解約元本額	11,839,740,201円	6,518,005,186円
２．特定期間末日における受益権の総数	43,182,068,073口	37,661,894,424口
３．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損　7,828,540,686円	元本の欠損　6,420,320,078円
４．１口当たりの純資産額	0.8187円	0.8295円
（１万口当たりの純資産額)	(8,187円)	(8,295円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	当特定期間 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．分配金の計算過程 第65期 2020年 7月11日 2020年 8月11日 A 費用控除後の配当等収益額　236,315,586円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　3,677,040,382円 D 分配準備積立金額　1,168,553,636円 E 当ファンドの分配対象収益額　5,081,909,604円 F 当ファンドの期末残存口数　50,603,093,086口 G 10,000口当たり収益分配対象額　1,004円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　227,713,918円	１．分配金の計算過程 第71期 2021年 1月13日 2021年 2月10日 A 費用控除後の配当等収益額　124,999,570円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,921,973,449円 D 分配準備積立金額　978,590,703円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,025,563,722円 F 当ファンドの期末残存口数　42,375,229,337口 G 10,000口当たり収益分配対象額　949円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　190,688,532円
第66期 2020年 8月12日 2020年 9月10日 A 費用控除後の配当等収益額　202,786,989円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　3,494,532,442円 D 分配準備積立金額　1,120,440,319円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,817,759,750円 F 当ファンドの期末残存口数　48,052,160,393口 G 10,000口当たり収益分配対象額　1,002円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　216,234,721円	第72期 2021年 2月11日 2021年 3月10日 A 費用控除後の配当等収益額　156,887,690円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,795,530,394円 D 分配準備積立金額　956,606,198円 E 当ファンドの分配対象収益額　3,909,024,282円 F 当ファンドの期末残存口数　41,440,258,644口 G 10,000口当たり収益分配対象額　943円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　186,481,163円
第67期 2020年 9月11日 2020年10月12日 A 費用控除後の配当等収益額　182,812,059円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　3,379,831,431円 D 分配準備積立金額　1,088,655,755円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,651,299,245円 F 当ファンドの期末残存口数　46,623,429,597口 G 10,000口当たり収益分配対象額　997円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　209,805,433円	第73期 2021年 3月11日 2021年 4月12日 A 費用控除後の配当等収益額　140,559,005円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,694,188,378円 D 分配準備積立金額　929,008,073円 E 当ファンドの分配対象収益額　3,763,755,456円 F 当ファンドの期末残存口数　40,303,087,149口 G 10,000口当たり収益分配対象額　933円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　181,363,892円

前特定期間 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	当特定期間 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
第68期 2020年10月13日 2020年11月10日	第74期 2021年 4月13日 2021年 5月10日
A 費用控除後の配当等収益額　134,042,973円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　3,228,856,128円 D 分配準備積立金額　1,049,649,381円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,412,548,482円 F 当ファンドの期末残存口数　44,863,979,252口 G 10,000口当たり収益分配対象額　983円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　201,887,906円	A 費用控除後の配当等収益額　139,982,735円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,634,823,700円 D 分配準備積立金額　912,978,549円 E 当ファンドの分配対象収益額　3,687,784,984円 F 当ファンドの期末残存口数　39,884,023,707口 G 10,000口当たり収益分配対象額　924円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　179,478,106円
第69期 2020年11月11日 2020年12月10日	第75期 2021年 5月11日 2021年 6月10日
A 費用控除後の配当等収益額　134,030,202円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　3,102,012,976円 D 分配準備積立金額　1,018,683,593円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,254,726,771円 F 当ファンドの期末残存口数　43,859,261,115口 G 10,000口当たり収益分配対象額　970円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　197,366,675円	A 費用控除後の配当等収益額　164,989,981円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,503,866,334円 D 分配準備積立金額　881,330,787円 E 当ファンドの分配対象収益額　3,550,187,102円 F 当ファンドの期末残存口数　38,450,268,320口 G 10,000口当たり収益分配対象額　923円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　173,026,207円
第70期 2020年12月11日 2021年 1月12日	第76期 2021年 6月11日 2021年 7月12日
A 費用控除後の配当等収益額　169,111,019円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,997,156,797円 D 分配準備積立金額　1,000,185,051円 E 当ファンドの分配対象収益額　4,166,452,867円 F 当ファンドの期末残存口数　43,182,068,073口 G 10,000口当たり収益分配対象額　964円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　194,319,306円	A 費用控除後の配当等収益額　118,134,062円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円 C 収益調整金額　2,447,003,176円 D 分配準備積立金額　863,290,812円 E 当ファンドの分配対象収益額　3,428,428,050円 F 当ファンドの期末残存口数　37,661,894,424口 G 10,000口当たり収益分配対象額　910円 H 10,000口当たり分配金額　45円 I 収益分配金金額　169,478,524円
２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た金額	２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	当特定期間 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 （2021年1月12日現在）	当特定期間 （2021年7月12日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２．時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 （2021年1月12日現在）	当特定期間 （2021年7月12日現在）
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	355,837,467	△424,814,693
合計	355,837,467	△424,814,693

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

(１)株式

該当事項はありません。

(２)株式以外の有価証券　　（2021年7月12日現在）

種　類	銘　　柄	券面総額(口)	評価額(円)	備　考
親投資信託受益証券	イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド	23,470,425,018	31,459,757,694	
合計		23,470,425,018	31,459,757,694	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2021年1月12日現在)	第13期 (2021年7月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,355,002	449,207
親投資信託受益証券	11,615,550,718	10,246,665,747
未収入金	12,286,289	59,036,581
流動資産合計	11,630,192,009	10,306,151,535
資産合計	11,630,192,009	10,306,151,535
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,641,291	59,485,788
未払受託者報酬	2,837,585	2,379,888
未払委託者報酬	106,409,221	89,245,727
未払利息	6	1
その他未払費用	1,174,415	1,060,120
流動負債合計	125,062,518	152,171,524
負債合計	125,062,518	152,171,524
純資産の部		
元本等		
元本	10,178,539,110	8,582,180,700
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,326,590,381	1,571,799,311
（分配準備積立金）	2,319,446,246	2,130,869,785
元本等合計	11,505,129,491	10,153,980,011
純資産合計	11,505,129,491	10,153,980,011
負債純資産合計	11,630,192,009	10,306,151,535

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	第13期 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,130,973,194	603,257,041
営業収益合計	1,130,973,194	603,257,041
営業費用		
支払利息	5,001	3,357
受託者報酬	2,837,585	2,379,888
委託者報酬	106,409,221	89,245,727
その他費用	1,174,415	1,060,120
営業費用合計	110,426,222	92,689,092
営業利益又は営業損失（△）	1,020,546,972	510,567,949
経常利益又は経常損失（△）	1,020,546,972	510,567,949
当期純利益又は当期純損失（△）	1,020,546,972	510,567,949
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	200,662,927	76,886,872
期首剰余金又は期首欠損金（△）	652,361,460	1,326,590,381
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,897,686	70,280,907
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,897,686	70,280,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	154,552,810	258,753,054
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	154,552,810	258,753,054
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,326,590,381	1,571,799,311

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第13期 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 2021年７月10日及び11日が休業日のため、当計算期間末日を2021年７月12日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第12期 (2021年1月12日現在)	第13期 (2021年7月12日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	13,411,169,116円	10,178,539,110円
期中追加設定元本額	78,772,831円	421,184,698円
期中一部解約元本額	3,311,402,837円	2,017,543,108円
２．計算期間末日における受益権の総数	10,178,539,110口	8,582,180,700口
３．１口当たりの純資産額	1.1303円	1.1831円
(１万口当たりの純資産額)	(11,303円)	(11,831円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	第13期 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．分配金の計算過程	１．分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額　329,773,146円	A 費用控除後の配当等収益額　256,457,083円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円
C 収益調整金額　1,408,169,711円	C 収益調整金額　1,275,167,273円
D 分配準備積立金額　1,989,673,100円	D 分配準備積立金額　1,874,412,702円
E 当ファンドの分配対象収益額　3,727,615,957円	E 当ファンドの分配対象収益額　3,406,037,058円
F 当ファンドの期末残存口数　10,178,539,110口	F 当ファンドの期末残存口数　8,582,180,700口
G 10,000口当たり収益分配対象額　3,662円	G 10,000口当たり収益分配対象額　3,968円
H 10,000口当たり分配金額　0円	H 10,000口当たり分配金額　0円
I 収益分配金金額　0円	I 収益分配金金額　0円
２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た金額	２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

第12期 自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	第13期 自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第12期 (2021年1月12日現在)	第13期 (2021年7月12日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2．時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期 (2021年1月12日現在)	第13期 (2021年7月12日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	922,333,412	525,176,019
合計	922,333,412	525,176,019

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　（2021年7月12日現在）

種　類	銘　　柄	券面総額(口)	評価額(円)	備　考
親投資信託受益証券	イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド	7,644,483,548	10,246,665,747	
合計		7,644,483,548	10,246,665,747	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(１)貸借対照表

区　　分	注記番号	(2021年1月12日現在) 金　　額(円)	(2021年7月12日現在) 金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,226,690,911	2,148,587,273
コール・ローン		1,350,491,602	1,172,276,703
国債証券		12,721,902,639	11,713,325,895
特殊債券		2,473,373,022	4,476,398,054
社債券		27,756,638,222	21,146,062,113
派生商品評価勘定		50,000	―
未収入金		29,368,254	395,522,363
未収利息		794,999,231	805,536,178
前払金		11,030,222	11,493,029
前払費用		4,499,616	28,674,462
流動資産合計		47,369,043,719	41,897,876,070
資産合計		47,369,043,719	41,897,876,070
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		―	824,400
未払解約金		150,745,801	191,758,492
未払利息		3,958	3,436
流動負債合計		150,749,759	192,586,328
負債合計		150,749,759	192,586,328
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	37,159,762,800	31,114,908,566
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		10,058,531,160	10,590,381,176
元本等合計		47,218,293,960	41,705,289,742
純資産合計		47,218,293,960	41,705,289,742
負債純資産合計		47,369,043,719	41,897,876,070

（注）「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までであります。

(２)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	(2021年1月12日現在)	(2021年7月12日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	48,585,624,058円	37,159,762,800円
期中追加設定元本額	92,232,303円	267,323,640円
期中一部解約元本額	11,518,093,561円	6,312,177,874円
元本の内訳		
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）	28,018,698,254円	23,470,425,018円
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）	9,141,064,546円	7,644,483,548円
合　　計	37,159,762,800円	31,114,908,566円
２．受益権の総数	37,159,762,800口	31,114,908,566口
３．１口当たりの純資産額	1.2707円	1.3404円
(１万口当たりの純資産額)	(12,707円)	(13,404円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

自　2020年 7月11日 至　2021年 1月12日	自　2021年 1月13日 至　2021年 7月12日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

(2021年1月12日現在)	(2021年7月12日現在)
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２．時価の算定方法 ①国債証券、特殊債券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2021年1月12日現在)	(2021年7月12日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	631,616,877	△222,464,993
特殊債券	91,202,617	△57,539,647
社債券	1,479,052,976	△205,376,831
合計	2,201,872,470	△485,381,471

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2020年1月11日から2021年1月12日まで及び2021年1月13日から2021年7月12日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
（2021年1月12日現在）

区　分	種　類	契約額等（円）		時　価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	521,150,000	－	521,100,000	50,000
合　計		521,150,000	－	521,100,000	50,000

（2021年7月12日現在）

区　分	種　類	契約額等（円）		時　価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	660,180,000	－	661,004,400	△824,400
合　計		660,180,000	－	661,004,400	△824,400

（注）時価の算定方法
1．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

(３)附属明細表

１．有価証券明細表

(１)株式

該当事項はありません。

(２)株式以外の有価証券

(2021年7月12日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
インドルピー	国債証券	5.63% INDIA GOVT BOND	250,000,000.00	249,412,772.50	
		6.22% INDIA GOVT BOND	750,000,000.00	713,325,000.00	
		6.64% INDIA GOVT BOND	3,750,000,000.00	3,709,875,000.00	
		7.35% INDIA GOVT BOND	250,000,000.00	265,817,275.00	
		7.57% INDIA GOVT BOND	2,700,000,000.00	2,891,700,000.00	
		7.68% INDIA GOVT BOND	19,000,000.00	20,244,500.00	
		7.88% INDIA GOVT	10,000,000.00	10,918,000.00	
	国債証券 小計		7,729,000,000.00	7,861,292,547.50 (11,713,325,895)	
	特殊債券	6.42% NABARD	50,000,000.00	48,842,000.00	
		6.85% NABARD	1,250,000,000.00	1,257,366,250.00	
		6.87% NABARD	250,000,000.00	252,131,000.00	
		7.43% NABARD	750,000,000.00	782,415,750.00	
		8.52% HOUSING & URBAN DE	478,000,000.00	526,627,896.00	
		8.83% EX-IM BANK OF IND	25,000,000.00	26,507,400.00	
		8.87% EX-IM BANK OF IND	100,000,000.00	110,403,700.00	
	特殊債券 小計		2,903,000,000.00	3,004,293,996.00 (4,476,398,054)	
	社債券	0% EMBASSY OFFC PARKS RE	1,000,000,000.00	1,183,967,304.33	
		2% TATA STEEL	670,000,000.00	1,208,057,570.00	
		7.48% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000.00	260,914,500.00	
		7.55% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000.00	262,168,000.00	
		7.63% POWER FINANCE CORP	350,000,000.00	370,777,750.00	
		7.7% NATL HIGHWAYS AUTH	550,000,000.00	580,782,400.00	
		7.95% SIKKA PORTS & TERM	1,000,000,000.00	1,060,969,000.00	
		8.12% NHPC LTD	1,250,000,000.00	1,370,616,250.00	
		8.14% NUCLEAR POWER CORP	50,000,000.00	54,421,500.00	
		8.14% NUCLEAR POWER CORP	100,000,000.00	109,142,500.00	
		8.23% PUNJAB NATIONAL BK	75,000,000.00	79,374,900.00	
		8.27% RURAL ELECTRIFICAT	320,000,000.00	342,597,440.00	
		8.3% REC LIMITED	750,000,000.00	819,435,000.00	
		8.45% INDIAN RAILWAY FIN	250,000,000.00	273,904,000.00	
		8.45% SIKKA PORTS & TERM	325,000,000.00	345,062,250.00	
		8.52% LIC HOUSING FIN	100,000,000.00	108,228,500.00	
		8.78% NHPC	50,000,000.00	53,027,750.00	
		8.83% INDIAN RAIL FIN	20,000,000.00	21,381,040.00	
		8.85% AXIS BANK LTD	220,000,000.00	242,280,060.00	
		8.85% NHPC	10,900,000.00	11,190,812.00	
		8.95% JAMNAGAR UTIL & PO	250,000,000.00	266,601,000.00	
		8.9508% PIPELINE INFRAST	1,750,000,000.00	1,882,893,250.00	
		9.15% COASTAL GUJARAT PO	750,000,000.00	777,686,250.00	
		9.15% ICICI BANK	400,000,000.00	441,851,600.00	
		9.15% SP JAMMU UDHAMPUR	125,000,000.00	127,752,125.00	
		9.15% SP JAMMU UDHAMPUR	130,000,000.00	133,090,750.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		9.15% SP JAMMU UDHAMPUR	14,000,000.00	14,318,948.00	
		9.17% NTPC LTD	18,000,000.00	20,073,546.00	
		9.23% TALWANDI SABO POWE	150,000,000.00	150,312,000.00	
		9.25% ICICI BANK	250,000,000.00	277,407,500.00	
		9.7% COASTAL GUJARAT POW	1,000,000,000.00	1,075,036,000.00	
		HOUSING DEV FINANCE	250,000,000.00	266,666,500.00	
	社債券 小計		12,677,900,000.00	14,191,987,995.33 (21,146,062,113)	
インドルピー合計			23,309,900,000.00	25,057,574,538.83 (37,335,786,062)	
合　計				37,335,786,062 (37,335,786,062)	

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
３．外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘　柄　数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
インドルピー	国債証券　7銘柄	31.4%	31.4%
	特殊債券　7銘柄	12.0%	12.0%
	社債券　32銘柄	56.6%	56.6%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(２)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）の取引の時価等に関する事項に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）＞

(2021年7月30日現在)

Ⅰ	資産総額	30,947,805,478 円
Ⅱ	負債総額	169,333,483 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	30,778,471,995 円
Ⅳ	発行済口数	37,266,901,549 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8259 円

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）＞

(2021年7月30日現在)

Ⅰ	資産総額	10,039,093,212 円
Ⅱ	負債総額	38,367,025 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,000,726,187 円
Ⅳ	発行済口数	8,489,933,946 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1780 円

参考情報

＜イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド＞

(2021年7月30日現在)

Ⅰ	資産総額	40,984,227,739 円
Ⅱ	負債総額	169,577,116 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	40,814,650,623 円
Ⅳ	発行済口数	30,558,312,158 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3356 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当するものはありません。

２．受益者等に対する特典

該当するものはありません。

３．譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

４．受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５．受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2021年7月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（2021年7月末現在）

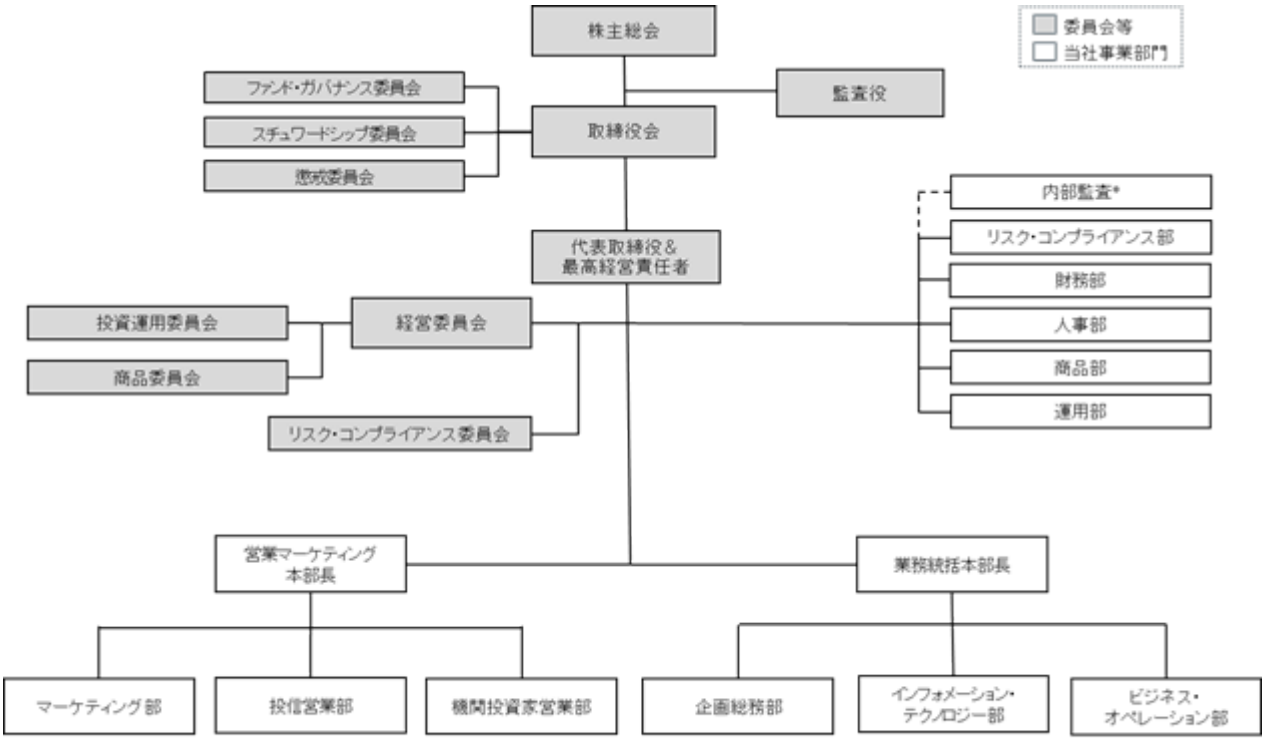

*内部監査はプルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制

社内の監督ラインにおけるガバナンス体制を強化する観点から、「外に開かれたガバナンス体制」の考えに基づき、顧客視点での投信委託業の運営・管理態勢への監督機能を追加するため、ファンド・ガバナンス委員会を設置しました。

同委員会は、「お客様の立場に立った受託者責任遂行」の観点から当社の投資信託の運営・管理態勢の適切性、妥当性等を検証し、取締役会に報告するとともに、改善が必要な場合には取締役会に勧告する監督機能を持ちます。

また、業務執行からの独立性に留意し「お客様の立場に立つ」実効性を確保するため、同委員会の議長は社外取締役、その他の常任の委員は監査役、リスク・コンプライアンス部長とします。毎開催時の議題により幅広に社内外から参加者を招集し、オープンな議論を通し、「顧客の目線」の意識の浸透を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	27	394,186　百万円
合計	27	394,186　百万円

3【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
　また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

　委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
　また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自令和2年 1月 1日至令和 2年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間(自令和 3年1月1日至令和3年6月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 （令和元年12月31日）		当事業年度 （令和 2年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,892,572		1,083,875
預託金	-		52,153
有価証券	610,598		627,221
前払費用	36,470		36,483
未収委託者報酬	851,875		650,109
未収運用受託報酬	110,890		55,665
未収入金	112,535		124,194
未収法人税等	-		105,755
未収消費税等	-		11,117
流動資産合計	3,614,943		2,746,576
固定資産			
有形固定資産		※1	
建物	46,059		39,156
器具備品	15,201		9,263
リース資産	8,019		10,460
有形固定資産合計	69,280		58,880
無形固定資産		※2	
ソフトウェア	12,882		8,845
電話加入権	288		288
無形固定資産合計	13,170		9,133
投資その他の資産			
長期差入保証金	76,068		72,570
繰延税金資産	204,555		-
その他	6,432		-
投資その他の資産合計	287,057		72,570
固定資産合計	369,507		140,585
資産合計	3,984,451		2,887,161
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料	402,215		317,094
関係会社未払金	260,210		185,847
その他未払金	16,095		14,894
未払費用	55,904		84,136
未払法人税等	112,668		-
預り金	12,796		18,620
賞与引当金	586,731		273,683
ファンド負担金返金関連費用引当金	-		9,200
未払消費税等	31,820		-
リース債務	2,466		3,425
流動負債合計	1,480,908		906,902
固定負債			
退職給付引当金	295,309		304,220
リース債務	6,194		7,966
固定負債合計	301,503		312,187
負債合計	1,782,412		1,219,089
純資産の部			
株主資本			
資本金	649,500		649,500
資本剰余金			
資本準備金	616,875		616,875
資本剰余金合計	616,875		616,875
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	935,663		401,696
利益剰余金合計	935,663		401,696
株主資本合計	2,202,038		1,668,071
純資産合計	2,202,038		1,668,071
負債・純資産合計	3,984,451		2,887,161

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日		当事業年度 自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日
営業収益			
委託者報酬	5,234,276		4,038,098
運用受託報酬	323,624		91,506
その他営業収益	454,285		337,587
営業収益合計	6,012,186		4,467,192
営業費用			
支払手数料	2,128,235		1,656,625
広告宣伝費	62,876		56,177
調査費	267,979		243,581
委託調査費	1,372,793		950,790
委託計算費	87,767		89,937
通信費	18,009		16,209
諸会費	4,392		4,063
営業費用合計	3,942,055		3,017,384
一般管理費			
役員報酬	229,424		146,706
給料・手当	696,315		683,993
賞与	234,783		189,321
交際費	6,717		3,490
旅費交通費	24,992		3,532
租税公課	30,919		19,832
不動産賃借料	126,372		123,267
退職給付費用	66,265		80,253
減価償却費	23,790		22,020
採用費	9,935		5,056
専門家報酬	25,769		48,881
業務委託費	57,781		47,516
敷金の償却	2,056		2,056
諸経費	29,650		85,370
一般管理費合計	1,564,775		1,461,300
営業利益又は営業損失(△)	505,354		△ 11,491
営業外収益			
受取利息	5		6
受取配当金	9,012		9,720
有価証券売却益	105		16
有価証券評価益	60,945		18,375
雑収入	65		13
営業外収益合計	70,133		28,131
営業外費用			
為替差損	13,846		5,851
営業外費用合計	13,846		5,851
経常利益	561,641		10,788
特別利益			
賞与引当金戻入益	-	※1	185,030
特別利益合計	-		185,030
特別損失			
固定資産除却損	15		2,935
ファンド負担金返金関連費用	-	※2	185,696
ゴルフ会員権売却損	-		1,696
特別損失合計	15		190,328
税引前当期純利益	561,626		5,490
法人税、住民税及び事業税	248,158		901
法人税等調整額	△ 20,942		204,555
法人税等合計	227,216		205,457
当期純利益又は当期純損失(△)	334,410		△ 199,967

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	951,253	2,217,628	2,217,628
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 350,000	△ 350,000	△ 350,000
当期純利益	－	－	334,410	334,410	334,410
当期変動額合計	－	－	△ 15,589	△ 15,589	△ 15,589
当期末残高	649,500	616,875	935,663	2,202,038	2,202,038

当事業年度（自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	935,663	2,202,038	2,202,038
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 334,000	△ 334,000	△ 334,000
当期純利益又は当期純損失（△）	－	－	△ 199,967	△ 199,967	△ 199,967
当期変動額合計	－	－	△ 533,967	△ 533,967	△ 533,967
当期末残高	649,500	616,875	401,696	1,668,071	1,668,071

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 売買目的有価証券
時価法により行っています。
2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。
(2) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。
(4) ファンド負担金返金関連費用引当金
当社は、令和2年4月3日付行政処分に基づき、同年6月12日、金融庁に「業務改善報告書」を提出いたしました。今般の行政処分において指摘されております特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備えるため、返金関連費用の見積額に基づき計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
(貸借対照表関係)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和元年12月31日現在)	当事業年度 (令和 2年12月31日現在)
建物	67,296 千円	74,199 千円
器具備品	94,905 千円	52,303 千円
リース資産	3,398 千円	6,192 千円
計	165,600 千円	132,695 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和元年12月31日現在)	当事業年度 (令和 2年12月31日現在)
ソフトウェア	28,636 千円	31,403 千円

(損益計算書関係)
※1 賞与引当金戻入益に関する事項
令和元年12月31日における賞与引当金のうち従来の見積額との差額を、賞与引当金戻入益として特別利益に計上しております。賞与引当金戻入益の計上額は、役員及び従業員の賞与の支払に備える為の賞与引当金に対する引当金戻入額となります。

※2 ファンド負担金返金関連費用に関する事項
今般の行政処分の対象となりました当社の業務運営を原因として、ファンド及び受益者に生じた不利益を解消すべく、過去にファンドで負担していた費用を当社からファンドへ返金、また不利益が生じているファンドの受益者への当該不利益解消の為の返金を実施しております。また返金を実施する上で必要となる関連費用についても、当該費用として計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成31年 1月 1日　至 令和元年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日

当事業年度（自 令和 2年 1月 1日　至 令和 2年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法　(3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,892,572	1,892,572	-
(2) 預託金	-	-	-
(3) 有価証券	610,598	610,598	-
(4) 未収委託者報酬	851,875	851,875	-
(5) 未収運用受託報酬	110,890	110,890	-
(6) 未収入金	112,535	112,535	-
(7) 長期差入保証金	76,068	76,068	-
(8) 未払金	(678,521)	(678,521)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

当事業年度（令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,083,875	1,083,875	-
(2) 預託金	52,153	52,153	-
(3) 有価証券	627,221	627,221	-
(4) 未収委託者報酬	650,109	650,109	-
(5) 未収運用受託報酬	55,665	55,665	-
(6) 未収入金	124,194	124,194	-
(7) 長期差入保証金	72,570	72,570	-
(8) 未払金	(517,836)	(517,836)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収委託者報酬、 (5) 未収運用受託報酬、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,892,572	-	-	-
預託金	-	-	-	-
未収委託者報酬	851,875	-	-	-
未収運用受託報酬	110,890	-	-	-
未収入金	112,535	-	-	-
長期差入保証金	126	75,942	-	-
合計	2,967,999	75,942	-	-

当事業年度（令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,083,875	-	-	-
預託金	52,153	-	-	-
未収委託者報酬	650,109	-	-	-
未収運用受託報酬	55,665	-	-	-
未収入金	124,194	-	-	-
長期差入保証金	619	71,951	-	-
合計	1,966,617	71,951	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 令和元年12月31日	当事業年度 令和 2年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額（△は損）	60,945 千円	18,375 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）	当事業年度 （自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）
退職給付引当金期首残高	249,086 千円	295,309 千円
退職給付費用	78,765 千円	137,757 千円
退職給付の支払額	△ 32,542 千円	△ 128,846 千円
退職給付引当金期末残高	295,309 千円	304,220 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）	当事業年度 （自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	66,265 千円	80,253 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (令和元年12月31日)	当事業年度 (令和 2年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	96,900	80,942
退職給付引当金損金算入限度超過額	90,423	93,152
未払費用否認額	8,133	12,666
未払事業税	7,981	-
資産除去債務	14,433	15,063
繰越欠損金	-	59,602
その他	2,311	3,925
繰延税金資産の総額	220,185	265,352
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	△ 59,602
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	-	△ 179,818
評価性引当額小計	-	△ 239,421
繰延税金資産合計	220,185	25,931
繰延税金負債との相殺	△ 15,629	△ 25,931
繰延税金資産の純額	204,555	-
繰延税金負債		
未収事業税	-	△ 2,303
有価証券評価益	△ 15,629	△ 23,628
繰延税金負債合計	△ 15,629	△ 25,931
繰延税金資産との相殺	15,629	25,931
繰延税金負債（△）の純額	-	-

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和 2年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	59,602	59,602
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 59,602	△ 59,602
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金59,602千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。
当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位: %)

	前事業年度 (令和元年12月31日)	当事業年度 (令和 2年12月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
住民税均等割	0.17	17.30
交際費等永久差異	0.65	63.11
役員給与永久差異	8.94	△ 729.95
評価性引当金	-	4,360.68
その他	0.08	0.32
税効果会計適用後の法人税の負担率	40.46	3,742.09

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 （自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	プルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	55,342	未払金	-

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注1)	99,387	未払金	16,690
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	454,285	未収入金	106,200
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注1) 委託計算費の支払(注1) 情報関連費の支払	1,255,493 9,201 44,575	未払金 未払金	224,921 7,866
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	27,296	未払金	4,518
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	57,647	未収入金	1,547

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited

当事業年度（自 令和 2年 1月 1日　至 令和 2年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国ロンドン市	3,033百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	管理業務の委託	業務委託	61,965	未払金	966

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国イリノイ州	1千米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注1)	82,987	未払金	15,230
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	337,587	未収入金	123,969
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注1)	840,440	未払金	152,987
							委託計算費の支払(注1)	12,081		
							情報関連費の支払	59,825	未払金	16,663
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	20,928	未払金	-
						情報システム関係契約	情報関連費の支払	4,523		
親会社の子会社	プルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	14,345	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。
(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc （ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	5,234,276	323,624	454,285	6,012,186

当事業年度（自 令和 2年1月1日 至 令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	4,038,098	91,506	337,587	4,467,192

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 （自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）	当事業年度 （自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）
1株当たり純資産額	95,491円69銭	72,336円14銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	14,501円74銭	△ 8,671円60銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）	当事業年度 （自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）
当期純利益又は当期純損失(△)	334,410千円	△199,967千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失(△)	334,410千円	△199,967千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表
1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (令和 3年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,204,337
有価証券		470,518
前払費用		34,835
未収委託者報酬		645,436
未収運用受託報酬		3,729
未収入金		340,773
流動資産合計		2,699,630
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		35,728
器具備品		7,391
リース資産		8,881
有形固定資産合計		52,001
無形固定資産	※2	
ソフトウェア		12,027
電話加入権		288
無形固定資産合計		12,315
投資その他の資産		
長期差入保証金		70,923
投資その他の資産合計		70,923
固定資産合計		135,240
資産合計		2,834,871
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		319,587
関係会社未払金		199,513
その他未払金		8,588
未払費用		69,298
未払法人税等		9,729
預り金		20,067
賞与引当金		208,140
未払消費税等	※3	25,216
リース債務		3,425
流動負債合計		863,568
固定負債		
退職給付引当金		294,307
リース債務		6,253
固定負債合計		300,561
負債合計		1,164,129
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		404,366
利益剰余金合計		404,366
株主資本合計		1,670,741
純資産合計		1,670,741
負債・純資産合計		2,834,871

2. 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
営業収益		
委託者報酬		1,978,921
運用受託報酬		16,794
その他営業収益		163,124
営業収益合計		2,158,840
営業費用		1,462,523
一般管理費	※1	756,495
営業損失		60,178
営業外収益		
受取利息		2
受取配当金		4,506
有価証券売却益		10,025
有価証券評価益		43,891
雑収入		1,660
営業外収益合計		60,085
営業外費用		
為替差損		4,014
営業外費用合計		4,014
経常損失		4,107
特別利益		
ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益	※2	7,027
特別利益合計		7,027
税引前中間純利益		2,919
法人税、住民税及び事業税		249
法人税等合計		249
中間純利益		2,669

3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	401,696	1,668,071	1,668,071
当中間期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	－
中間純利益	－	－	2,669	2,669	2,669
当中間期変動額合計	－	－	2,669	2,669	2,669
当中間期末残高	649,500	616,875	404,366	1,670,741	1,670,741

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 売買目的有価証券
時価法により行っています。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (令和 3年 6月30日)
建物	77,628 千円
器具備品	54,174 千円
リース資産	7,770 千円
計	139,574 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (令和 3年 6月30日)
ソフトウェア	26,941 千円

※3 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)
※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
有形固定資産	6,878 千円
無形固定資産	1,538 千円
計	8,417 千円

※2 ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に関する事項
当社は、令和2年4月3日付行政処分において指摘されておりました特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備え、ファンド負担金返金関連費用引当金を計上しておりましたが、当中間期末（令和3年6月30日）において合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、令和2年12月31日における当該引当金のうち当中間期における支出額との差額については、ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に計上しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2．配当に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
1．ファイナンスリース取引
所有権移転外ファイナンスリース取引
(1)リース資産の内容
有形固定資産
主として、コピー機(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法 (3)リース資産」に記載の通りであります。

2．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

（金融商品関係）
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。
② 金融商品の内容及びリスク
有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。
営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。
営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。
営業債権である未収入金は、主に投資信託の解約に係る信託銀行への債権及び同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。
長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。
また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。
③ 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。
また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。
なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
令和 3年 6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	1,204,337	1,204,337	-
②有価証券	470,518	470,518	-
③未収委託者報酬	645,436	645,436	-
④未収運用受託報酬	3,729	3,729	-
⑤未収入金	340,773	340,773	-
⑥長期差入保証金	70,923	70,923	-
⑦未払金	(527,689)	(527,689)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項
① 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
② 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
③ 未収委託者報酬、 ④ 未収運用受託報酬、⑤ 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑥ 長期差入保証金
これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑦ 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
(1) 売買目的有価証券

	当中間会計期間末 令和 3年 6月30日
事業年度の損益に含まれた評価差額	43,891 千円

(デリバティブ取引関係)
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。
なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
セグメント情報
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
1．製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	1,978,921	16,794	163,124	2,158,840

2．地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
1株当たり純資産額	72,451円92銭
1株当たり中間純利益金額	115円78銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 6月30日）
中間純利益	2,669千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株主に係る中間純利益	2,669千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
(2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額　　324,279百万円（2021年3月末現在）
事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞
名　　称　　日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　　10,000百万円（2021年3月末現在）
事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （2021年3月末現在）	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
西村証券株式会社※1	500百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	10,857百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
岡三オンライン証券株式会社※1	2,500百万円	
十六ＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
とうほう証券株式会社※1	3,000百万円	
株式会社香川銀行※1	12,014百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社新生銀行※2	512,204百万円	
株式会社東邦銀行※1	23,519百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社※3	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※1 イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）のみのお取扱いとなります。
※2 イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）のみのお取扱いとなります。
※3 新規申込みの取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

名　　称　　イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
（Eastspring Investments(Singapore)Limited）
資本金の額　　1百万シンガポールドル（2020年12月末現在）
事業の内容　　シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯・関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社とマザーファンドの運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第３【その他】

１．目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。

２．届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。

３．届出書本文「第二部 ファンド情報　第１ ファンドの状況　５ 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

４．目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

５．目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。

６．投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。

７．投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年3月4日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大橋　泰二　㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和2年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年９月１日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）の2021年１月13日から2021年７月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）の2021年７月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年９月１日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）の2021年１月13日から2021年７月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年２回決算型）の2021年７月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年9月6日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　三添　明敏　㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。